新座市物品検収要綱

（平成５年５月３１日市長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、新座市の発注する物品の検収（以下「物品検収」という。）に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（物品検収の種類）

第２条　物品検収は、一括納入物品検収及び分割納入物品検収とする。

（物品検収員）

第３条　物品検収員は、検査室の職員及び主管課長（所長、館長を含む。）とする。

（物品検収の執行区分）

第４条　物品検収は、次に掲げる区分により執行するものとする。

⑴　契約金額１００万円以上（第３号に規定するものを除く。）の物品検収は、検査室が行う。

⑵　契約金額１００万円未満の物品検収は、主管課長（所長、館長を含む。）が行う。

⑶　契約金額１００万円以上の印刷物、図書、薬剤品類又は単価契約に係る物品検収については、主管課長（所長、館長を含む）が行う。

（物品概要の通知）

第５条　前条第１号に該当する物品検収にあっては、主管課長（所長、館長を含む。）は、支出負担行為についての決定（決裁又は専決による決定をいう。以下同じ。）を得た後、物品概要通知書（様式第１号）を速やかに検査室長に提出しなければならない。

（物品検収の請求手続）

第６条　第４条第１号に該当する物品検収にあっては、主管課長（所長、館長を含む。）は、契約者から納品書が提出されたときは、物品検収請求書（様式第２号）に物品検収に必要な書類を添付し、速やかに検査室長に提出しなければならない。

（物品検収員の指名）

第７条　検査室長は、物品検収の請求があったときは、物品検収員を指名し、速やかに物品検収を行わせるものとする。

（物品検収の方法）

第８条　物品検収員は、発注仕様書の確認、その他新座市財産規則（昭和４６年新座市規則第１２号）第９条及び第３５条の規定に基づき、物品検収を行わな

ければならない。

２　物品検収員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検収することが困難である場合において、その種類及び規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検収することにより、全部の物品の合否を判定することができる。

第９条　主管課長（所長、館長を含む。）は、物品検収員が物品検収の結果、契約条項に違反するものがあると認めたときは、直ちに契約者に対し、期日を指定して改善の請求をしなければならない。

２　検査室長は、物品検収員の物品検収の結果、違反の事実が重大であると認めたときは、直ちに、主管課長（所長、館長を含む。）に物品改善指示書（様式第３号）により改善の指示をしなければならない。

３　主管課長（所長、館長を含む。）は、検査室長から物品改善指示書を受理したときは、直ちに契約者に対し、期日を指定して改善の請求をしなければならない。

４　主管課長（所長、館長を含む。）は、第１項による改善が完了したときは口頭で、第２項による改善が完了したときは物品改善指示書により、直ちに検査室長に報告しなければならない。

５　検査室長は、前項の規定による改善が完了した報告を受けたときは、当該改善部分の検査を行わなければならない。ただし、物品検収員が軽易な改善と認めたものであって、主管課長（所長、館長を含む。）からその完了を確認した旨の報告を受けたときは、この限りではない。

（物品検収票の結果報告）

第１０条　物品検収員は、物品検収の結果を、次に掲げる区分により報告する。

⑴　第４条第１号に該当する物品検収については、物品検収票（様式第４号）による。

⑵　第４条第２号又は第３号に該当する物品検収については、物品検収票（様式第５号）による。ただし、契約金額５０，０００円以下の物品検収については、納入に係る納品書（物品の確認を行った職員が押印したものに限る。）をもって物品検収票に代えることができる。

（物品検収票の結果通知）

第１１条　検査室長は、前条第１号の決裁後、物品検収結果通知書（様式第６号）に物品検収票の写しを添付し、主管課長（所長、館長を含む。）に通知しなければならない。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるものを除くほか、様式の作成その他の物品検収に関し必要な事項は、出納室長と協議の上検査室長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成５年６月１日から施行する。

２　新座市物品検収事務手続要綱（平成４年３月２６日市長決裁）は、廃止する。

附　則（平成９年３月１２日市長決裁）

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３０日市長決裁）

この要綱は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則（平成２３年１０月２８日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

物品検収要綱—様式第１号　　　　　　　　　　　　　　　検収番号（　　　　　）

室　　長	副室長	主　　査	担　　当

物品概要通知書（当初・変更）

平成　　年　　月　　日

検　査　室　長　　様

所属（所）長

下記物品を発注したので、新座市物品検収要綱第５条の規定により物品概要を通知します。

記

件　　名				
納入場所				
契約者				
契約金額	当　初	円		
	変　更	円	増減額　（　　　　円）	
契約年月日	当　初	平成　　年　　月　　日		
	変　更	平成　　年　　月　　日		
履行期間	当　初	平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日まで		
	変　更	〃　　　　から　平成　　年　　月　　日まで		
担当者名				
部課名			内　線	
			受付年月日	平成　　年　　月　　日

注）　物品概要通知書を提出するときは、契約書の写し及び内訳説明書の写しを、契約者と契約締結後、速やかに提出すること。

物品検収要綱―様式第２号　　　　　　　　　　検収番号（　　　　　　）

室　　長	副室長	主　　査	担　　当

物　品　検　収　命　令（伺）

平成　　年　　月　　日

下記の 一括 納入物品検収を命ずる。

物品検収員氏名

検収予定日時　平成　　年　　月　　日 午前・午後　　：

物　品　検　収　請　求　書

平成　　年　　月　　日

（請求先） 検 査 室 長

所属（所）長

下記の 一括 納入物品検収をされたく請求します。

記

件　　名			
納 入 場 所			
契　約　者			
契 約 金 額	円		
契約年月日	平成　　年　　月　　日		
履 行 期 間	平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日まで		
納品年月日	平成　　年　　月　　日	納　品　書 提出年月日	平成　　年　　月　　日

注）　検収請求書を提出するときは、物品検収に必要な書類（契約書、伝票、取扱説明書、保証書、写真、製品カタログ類など）を併せて添付する。

物品検収要綱―様式第３号　　　　　　　　　　　　　　　　　　検収番号（　　　　　　）

室　　長	専門員	主　　任	担　　当

物　品　改　善　指　示　書

平成　　年　　月　　日

様

検　査　室　長

一　括
下記　　　　納入の物品検収の結果、次のとおり改善を指示します。
分　割

指示事項			
記			
物品検収員			
検収年月日	平成　　年　　月　　日	改善期限	平成　　年　　月　　日まで
件　　名			
納入場所			
契　約　者			

物　品　改　善　報　告　書

平成　　年　　月　　日

検査室長　　様

所属(所)長

次のとおり平成　　年　　月　　日改善が完了したことを確認したので、報告します。

処置事項	

物品検収要綱―様式第４号　　　　　　　　　　　　　　検収番号（　　　　　　）

決裁印	市　長	副市長	室　長	副室長	主　査	担　当

物　品　検　収　票

一括
下記　　　納入物品検収の結果について報告します。
分割

平成　　年　　月　　日

物品検収員　　　　　　　㊞

記

件　　名			
納入場所	新座市		
契約者			
契約金額			
契約年月日	平成　　年　　月　　日		
履行期間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで		
納品年月日	平成　　年　　月　　日	納品書提出年月日	平成　　年　　月　　日
検収年月日	平成　　年　　月　　日	検収結果	
立会人	市側	契約者	
部課名			
備　　考			

注）この様式は、検査室が物品検収を行う場合（新座市物品検収要綱第４条第２号に該当する場合）に使用

物品検収要綱―様式第５号

課　　長	副課長	係　　長	担　　当

物　品　検　収　票

平成　　年　　月　　日

（報告先）新座市長

物品検収員　　　　　　　　㊞

一括
下記　　　納入物品検収の結果について報告します。
分割

記

件　　名				
納入場所				
契約者				
契約金額				
契約年月日	平成　　年　　月　　日			
履行期間	平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日まで			
納品年月日	平成　　年　　月　　日		納品書提出年月日	平成　　年　　月　　日
検収年月日	平成　　年　　月　　日		検収結果	
立会人	市　　側		契約者	
備　　考				

※　この様式は、主管課長が物品検収を行う場合（新座市物品検収要綱第４条第２号又は第３号に該当する場合）に使用（第３号に該当する場合は、決裁区分に注意すること。）

物品検収要綱—様式第６号

検収番号（　　　　　）

課　　長	副課長	係　　長	担　　当

物品検収結果通知書

平成　　年　　月　　日

課長　様

検　査　室　長

一括
下記　　　納入物品検収の結果について通知します。
分割

記

件　　名			
納入場所	新座市		
契約者			
検収年月日	平成　　年　　月　　日		
検収結果		物品検収員	㊞
備　　考			